

乳幼児感染予防策加算について

厚生労働省からの通達により、令和2年12月15日より下記の加算を実施しております。

※令和3年2月診療分までの時限的措置

対象者：6歳未満の乳幼児

内容：乳幼児感染予防策加算 100点を診療毎に加算（受給券でのお支払い金額は変わりません）

当院での感染症拡大予防策

- ・院内に入る際のアルコールによる手指消毒
- ・発熱外来の設置 熱のある方は発熱外来枠（平日12時～12時30分）での受診をすすめております。
- ・感染症が疑われる場合は、個室や車での待機、診察をご案内しております。
- ・家庭内、保育所内等での感染の有無を問診等で把握するように努めております。
- ・マスク着用が難しいお子様が咳や鼻汁が顕著の場合、個室での待機をお願いする場合がございます。
- ・定期的に、院内の高頻度接触面（ドアノブ・手すり・椅子・スイッチ等）を清拭消毒しております。
- ・HEPAフィルター付きの空気清浄機、換気、加湿を行っております。
- ・診察室の椅子においては、ひと家族、診療毎に清拭消毒しております。
- ・院内でお待ち時間が長くなる際や、院内でお待ちになりたくない方にはリプライコールをお渡ししております。（院外でお待ちいただくことが可能です）
- ・ネブライザー（吸入）のご利用を控えさせていただいております。

★この件に関しましてご不明点等ございましたら、スタッフまでお声掛けください★

奏の杜耳鼻咽喉科クリニック 院長 山本 耕司